

～新型コロナ対応関連税制法～

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置（以下「新型コロナ防止措置」といいます。）の影響の緩和を図るため、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律、地方税法等の一部を改正する法律（以下「新型コロナ税特法」といいます。）が、令和2年4月30日に施行されました。

納税の猶予の特例

令和2年2月1日以後に①納税者の事業につき大幅な収入の減少があったことその他これに類する事実がある場合において、②納期限が同日以後に到来する国税を一時に納付することが困難であると認められるときは、その納税を無担保かつ延滞税なしで猶予することができる特例措置をとることとされました。（新型コロナ税特法第3条）

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等の収入が前年同期と比較して、おおむね20%以上減少している場合
- ②国税を一時に納付することが困難な場合、所轄の税務署に申請すれば、納期限から1年間、納税の猶予（特例猶予）が認められます（新型コロナ税特法第3条）。特例猶予が認められると、猶予期間中の延滞税は全額免除されます。また、申請に当たり、担保の提供は不要です。（国税通則法第46条及び第63条）

特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税

公的金融機関や民間金融機関等が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う金銭の特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書について、印紙税を非課税とすることとされました。（新型コロナ税特法第11条）

給付金の非課税等

市町村又は特別区から給付される給付金で次に掲げるものについては所得税を課さないこととし、当該給付金の給付を受ける権利は国税の滞納処分により差し押さえることができないこととされました。（新型コロナ税特法第4条）

- (1)新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を鑑み、家計への支援の観点から給付される一定の給付金
- (2)新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置による児童の属する世帯への経済的な影響の緩和の観点から給付される一定の給付金

欠損金の繰戻しによる還付制度の特例

① 資本金 1 億円超 10 億円以下の企業の令和 2 年 2 月 1 日から令和 4 年 1 月 31 日までの間に終了する事業年度に生じた青色欠損金について、**※1 欠損金の繰戻しによる還付制度**の適用が可能となりました。(新型コロナ特法第 7 条～9 条)

※1 この制度は、青色申告書である確定申告書を提出する中小企業者等の各事業年度に欠損金額が生じた場合(以下、この事業年度を「欠損事業年度」といいます。)において、その欠損金額をその事業年度開始の日前 1 年以内に開始したいずれかの事業年度(以下「還付所得事業年度」といいます。)に繰り戻して法人税額の還付を請求できるというものです。これまで、中小企業者等(資本金の額が 1 億円以下の法人等)が利用可能だった青色欠損金の繰戻し還付制度について、**資本金の額が 1 億円超 10 億円以下の法人も利用可能**となりました。

※2 この規定は大規模法人等以外の法人について適用されます。したがって以下の法人は除外されます。

(1) 大規模法人 ① 資本金の額等が 10 億円を超える法人 ② 保険業法に規定する相互会社
(2) 大規模法人との間にその大規模法人による完全支配関係がある普通法人
(3) 複数の完全支配関係がある大規模法人に発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている普通法人
(4) 投資法人
(5) 特定目的会社

② 還付金額の計算式

(算式)

$$\text{還付金額} = \text{還付所得事業年度の法人税額} \times \frac{\text{欠損事業年度の欠損金額 (注)}}{\text{還付所得事業年度の所得金額}}$$

(注) 欠損事業年度(当期)の欠損金額は、還付所得事業年度(前期)の所得金額が上限になります。

例 1) 還付事業年度(前期)の所得 1,000 万円、法人税額 500 万円、欠損事業年度(当期)の欠損金 200 万円の場合

$$500 \text{ 万円} \times \frac{200 \text{ 万円}}{1,000 \text{ 万円}} = 100 \text{ 万円}$$

例 1 の場合、100 万円の還付を請求することができます。

中止等された文化芸術・スポーツイベントに係る入場料等の 払戻請求権を放棄した参加者への寄附金控除の適用

政府の自粛要請を踏まえて一定の文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを請求する権利（以下「入場料金等払戻請求権」といいます。）を放棄した場合には、その放棄した金額（この払戻しを放棄したものを「放棄払戻請求権」といいます。）について、寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象となりました。（新型コロナ特法第5条1項）

※1 放棄払戻請求権相当額は、20万円を超える場合には20万円とします。（同法第5条2項及び5項）

※2 入場料金等払戻請求権の行使を令和2年2月1日から一定の日までの間にした場合において、当該入場料金等払戻請求権の行使による払戻しをした者に対して一定の期間内に当該払戻しを受けた金額以下の金額の寄附金の支出をしたときは、上記の特例を適用できることとします。（附則第3条）

消費税の課税選択の変更に係る特例

新型コロナウイルス感染症により収入が著しく減少（令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間のうち任意の1か月以上の期間の事業としての収入が、前年同期比概ね50%以上減少）した事業者が、承認申請書を申請期限までに提出して税務署長の承認を受けたときは、課税期間開始後であっても消費税の課税事業者の選択又は廃止を認める等の措置がされました。（新型コロナ特法第10条・消費税法第9条4項・5項）

住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例

- (1) 国内において既存住宅の取得をし、かつその既存住宅をその住居の用に供する前に、特例増改築等をした個人が、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により当該既存住宅をその取得の日から6月以内にその者の居住の用に供することができなかった場合において、当該既存住宅を令和3年12月31日までにその者の居住の用に供したときは、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除を適用できることとされました。（新型コロナ特法第6条1項）
- (2) 住宅の新築取得等で特例取得に該当するものをした者が、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により特例取得をした家屋を令和2年12月31日までにその者の居住の用に供することができなかった場合において、当該家屋を令和3年1月1日から同年12月31日までの間にその者の居住の用に供したときは、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除期間の3年間延長の特例を適用できることとされました。（同法第6条4項）

地方税法に関する事項

① 道府県民税及び市町村民税 ※令和3年1月1日施行

1、個人の道府県民税及び市町村民税の寄附金税額控除について、所得割の納税義務者が指定行事の中止等により生じた、一定の入場料金等払戻請求権の放棄のうち住民の福祉の増進に寄与するものとして都道府県又は市区町村の条例で定めるものを一定の期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中にその放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額の合計額（20万円を超える場合には、20万円）の寄附金を支出したものとみなして、道府県民税及び市町村民税に関する規定を適用することとされました。（地方税法等の一部を改正する法律第2条 附則第60条）

2、個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除について、所得割の納税義務者が住宅借入金等特別税額控除の適用を受ける場合に、その適用期限を令和16年度分の個人の道府県民税及び市町村民税まで延長することとされました。（同法 附則第61条）

② その他

1、地方団体の長は、新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実がある場合において、納税者又は特別徴収義務者が特定日までに納付し、又は納入すべき一定の地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することが困難であると認められるときは、その地方団体の徴収金の納期限内にされたこれらの者の申請に基づき、その納期限から1年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができるものとする事とされました。（地方税法等の一部を改正する法律第1条 附則第59条第1項）

2、1の徴収の猶予の申請をしようとする者は、新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実があること及びその地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することが困難である事情の詳細等を記載した申請書に、当該新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実を証するに足りる書類等を添付し、これを地方団体の長に提出しなければならないものとする事とされました。（同法律第1条 附則第59条第2項）

本紙に関するお問合せ、税務に関するご相談等は、下記までご連絡くださいませ。

税理士法人 EOS 東京都港区西新橋 1-2-9 日比谷セントラルビル 5階

TEL: 03-4577-1801 FAX: 03-4577-1898

E-mail: accounting@epcs.co.jp <https://www.epcs.co.jp>